

第5期根室市 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画を策定

介護の負担をみんな
支える介護保険制度

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、負担のかかる介護をみんなで支えるため、平成12年度からスタートした制度です。
介護保険は、ホームヘルパーやデイサービスの利用や、特別養護老人ホーム等の介護施設に入所するために使用する

平成24年度から平成26年度の3年間の高齢者福祉施策および介護保険事業をまとめた計画が策定されました。

計画では、高齢者人口の増加を踏まえ「明るく活力ある超高齢社会」を目指し、すべての高齢者を社会全体で支え合う「地域包括ケアシステム」の確立と、高齢者の方々がいつまでも元気であるための介護予防施策の充実、在宅での生活が困難な要介護者の受け入れ先として、特別養護老人ホーム等の増床に取り組みます。

詳しい計画内容については、根室市ホームページで見ることができます。

介護保険制度については、市役所介護福祉課介護保険担当TEL(23)6111番内線2184・2116へ。

保険で、40歳以上の方々の介護保険料と国・道・市の拠出金を財源にしています。特に、65歳以上の方々の介護保険料は市町村ごとに決められ、介護給付費全体の21%を負担することになっています。
根室市は、元気な高齢者が多かったことや施設の増床が無かったことなどから、これまで一度も、介護保険料の値上げを実施しませんでした。しかし、平成24年度から26

年度までの3年間に要する介護保険料を試算すると、介護を必要とする高齢者の推移を踏まえた介護サービスの拡充に対応するため、大幅な値上げが必要になりました。
前年の所得等で計算された平成24年度の介護保険料は、6月に通知されます。年金から天引きされている特別徴収の方については、4月と6月に支給される年金からは、2月に天引きされた金額と同額が引かれ、値上げ分の調整は8月以降の年金からとなる予定です。

第5期計画での推計値

年度 (各年度末)	65歳以上の人口	高齢化率	認定者 (40歳以上65歳未満の方も含む)			介護保険給付費
			要支援	要介護	計	
平成24年度	7,938人	27.55%	419人	866人	1,285人	14億3,722万4千円
平成25年度	8,046人	28.39%	441人	944人	1,385人	17億2,454万4千円
平成26年度	8,154人	29.26%	463人	998人	1,461人	18億9,030万1千円

※人口推計値、要支援・要介護認定者推計値は各年10月1日を基準にしています。

新介護保険料の改正

○旧所得段階 基準月額2,600円

所得段階	基準	月額	年額	適用
第1段階	基準額×0.5	1,300円	15,600円	生活保護および老齢福祉年金受給者で、世帯全員市民税非課税の方。
第2段階	基準額×0.5	1,300円	15,600円	世帯全員市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方。
第3段階	基準額×0.75	1,950円	23,400円	世帯全員市民税非課税で、第2段階に該当しない方。
第4段階 (特例)	基準額×0.83	2,150円	25,800円	世帯のだれかが市民税課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方。
第4段階	基準額×1.00	2,600円	31,200円	世帯のだれかが市民税課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方。
第5段階	基準額×1.25	3,250円	39,000円	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方。
第6段階	基準額×1.5	3,900円	46,800円	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上の方。



○新所得段階 基準月額3,700円

所得段階	基準	月額	年額	適用
第1段階	基準額×0.5	1,850円	22,200円	生活保護および老齢福祉年金受給者で、世帯全員市民税非課税の方。
第2段階	基準額×0.5	1,850円	22,200円	世帯全員市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方。
第3段階 (特例)	基準額×0.63	2,331円	27,900円	世帯全員市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方。 ※低所得者の軽減を図るために新設。
第3段階	基準額×0.75	2,775円	33,300円	世帯全員市民税非課税で、第2段階および特例第3段階に該当しない方。
第4段階 (特例)	基準額×0.83	3,071円	36,800円	世帯のだれかが市民税課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方。
第4段階	基準額×1.00	3,700円	44,400円	世帯のだれかが市民税課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方。
第5段階	基準額×1.25	4,625円	55,500円	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円未満の方。
第6段階	基準額×1.5	5,550円	66,600円	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上の方。